

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、宅配業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、配送業務中、右折待ちで停止していたところ、前方で右折待ちをしていた軽貨物自動車が増進してきたため、請求人の乗車していた軽貨物自動車の前方部分に衝突し、負傷した。

請求人は、翌〇日、C病院に受診し「頸椎捻挫、腰部打撲傷」と診断され、その後同月〇日、Dクリニックに転医し「外傷性頸椎神経根症、外傷性坐骨神経痛、末梢神経障害性疼痛」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件障害補償支給請求書裏面のE医師作成の平成○年○月○日付け診断書及び請求人作成の同年○月○日付け「障害の状態について(請求人記載用)」によれば、請求人には、①頸部から右上肢にかけての神経症状、②腰部から両下肢にかけての神経症状が残存していることが認められる。

(2) 本件における医師の所見等は、決定書理由に説示するとおりであるところ、改めて、E医師作成の上記診断書及び平成○年○月○日付け診断書並びに同年○月○日付け意見書、F医師作成の平成○年○月○日付け診断書及び同年○月○日付け診断書、G医師作成の同年○月○日付け意見書、H医師作成の平成○年○月○日付け意見書を含む一切の記録を精査するも、画像診断上、請求人の頸椎及び腰椎に変形性変化を認めるものの、せき髄に異常所見は認められない。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人の上記症状は、それぞれ障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に相当すると認めることが妥当であり、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級に該当するものと判断する。

(3) なお、請求人は、F医師作成の上記診断書を根拠に、本件再審査請求に及んだものであるが、当審査会の判断は上記のとおりであるところ、同医師の診断書及び神経生理検査報告書によっても、上記判断を変更するに足りる理由は見いだせない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。